

貨物検査場所の指定についての一部改正について

「貨物検査場所の指定について」（平成17年2月17日公示第2号）の一部を下記のとおり改正したので公告する。

令和8年4月27日

中部空港税関支署長 松 古 和 三

記

「貨物検査場所の指定について」（平成17年2月17日公示第2号）の一部を次のように改正する。  
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附 則  
この公示は、令和8年5月1日から施行する。

「貨物検査場所の指定について」（平成17年2月17日公示第2号）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>4 中部国際空港第2旅客ターミナルビルの2階出発ロビー、<u>ビジネスジェットターミナル</u>、ソーティングエリア内手荷物一時保管エリア、国際線出発バスラウンジ、国際線出発エレベーターホール及び国際線各搭乗ゲートからボーディンググループまでの区域</p> <p>5 前各項に規定する検査場所は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については適用しないものとし、当該貨物に係る検査場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>(1) 保税地域として税関長が許可した場所（中部外郵出張所の管轄区域内に所在するものを除く。）</p> <p>(2) 中部空港税関支署の貨物検査場、旅具検査場及び事務室</p> <p>(3) 中部国際空港第2旅客ターミナルビルの<u>ビジネスジェットターミナル</u></p>	<p>4 中部国際空港第2旅客ターミナルビルの2階出発ロビー、<u>ビジネスジェットゲート</u>、ソーティングエリア内手荷物一時保管エリア、国際線出発バスラウンジ、国際線出発エレベーターホール及び国際線各搭乗ゲートからボーディンググループまでの区域</p> <p>5 前各項に規定する検査場所は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物については適用しないものとし、当該貨物に係る検査場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>(1) 保税地域として税関長が許可した場所（中部外郵出張所の管轄区域内に所在するものを除く。）</p> <p>(2) 中部空港税関支署の貨物検査場、旅具検査場及び事務室</p> <p>(3) 中部国際空港第2旅客ターミナルビルの<u>ビジネスジェットゲート</u></p>